

令和3年12月定例会産業委員会 質疑・質問

質疑・質問日： 2021/12/15

○小長井委員

それでは、一問一答方式で何点かお伺いさせていただきます。

最初に、焼津市場での**冷凍カツオ盗難事件**について伺います。

半世紀ぐらい前になりますけれども、私が小学生の頃の社会科の教科書には焼津港が日本一、世界一といったことが載っていきまして、すごい港を持っているなと思ったことを思い出します。

今朝の新聞でも、焼津港の冷凍カツオ盗難事件の新しい盗難ルートが摘発されたとのことで、水揚げされたカツオが計量場を通らずにトラックに積み込まれたと報道されております。

市場のことはよく分かりませんが、非常に荒っぽい犯罪だなと思います。これは一部の人間だけでこういった荒っぽい事件が起きることがあるのかなと疑問に思えるわけです。内部調査によりこのような事実は20年前から行われていたと報道されていましたが、このことを市場関係者が全く知らなかったとは考えられない、考えにくい、むしろ知らなかったと言うほうが不自然に思います。この事件については漁協ぐるみあるいは市場ぐるみでやっているん

じゃないかなといろんな方から聞くこともあります。

焼津港に持ち込んだ冷凍カツオが少なくなってしまうと感じている荷主さん
もいらっしゃると報道されておりますが、大量の冷凍カツオが長年にわたって
盗難していたことについて、もっと早い時期から知られていてもおかしくない
と思いますが、これまでこの件について県に通報や投書などがなかったのか伺
います。

○板橋水産・海洋局長

今年4月及び7月に、焼津魚市場で魚の窃盗が行われている旨の通報が匿名
の方——同一の方から電話にてありました。匿名の通報であったこと、内容的
に具体性を欠いており根拠あるいは詳しい事実関係が不明確であったことか
ら、本年度中に実施予定の卸売市場法に基づく検査の中で詳しい事実関係を漁
協に確認しようと考えていたところです。

○小長井委員

今年7月に通報があったとのことですがけれども、20年前からこのようなこ
とが行われていたならば、これだけ大きな事件になるわけですからもっと早く
公になってもおかしくないと思います。

にもかかわらず、今年7月まで通報がなかったことは深刻な問題だと思いたすが、どのように考えているかお聞かせください。

○板橋水産・海洋局長

御指摘のとおり、長年にわたる窃盗であるのか、あるいはそのほかの損失補填のような不正行為であるのかは別にしまして、カツオの抜き取りが行われていたことは焼津漁協の調査委員会が作成した調査報告書においても明らかになっております。これらが長年行われていて、焼津漁協の中でこれまで自浄作用により事実関係を把握したり、是正することが行われていなかったことについては、県としましても誠に遺憾であると考えております。

昨日も7番委員の御質問に対して申し上げましたが、この問題は逮捕された職員あるいは不正を行ったとされている職員の個人的な問題ではございません。焼津漁協が組織として対応すべき問題ですので、繰り返しになりますけれども焼津漁協においては、今回の事件を契機に徹底的にうみを出していただき、漁業者、加工業者などいろいろな方々の意見が通る風通しのよい組織風土——もちろん加えて漁協内部での風通しもあります——を含めて市場運営の在り方について抜本的な改革を行っていただきたいと存じています。

○小長井委員

この問題が発覚した後、焼津漁協へ持ち込まれる魚の量に影響は出ているか、お聞かせください。

○板橋水産・海洋局長

焼津漁協には、水揚げの状況も含めて頻繁に確認しております。事件発覚後の最新の水揚げ数値が確認できる11月末の時点で、水揚げする船の数、水揚げ量、魚価等への悪影響は出ていないと聞いております。

○小長井委員

今のところ影響が出ていないとのことです。

昨日6番委員、7番委員からいろんな質問が出ておりますけれども、その御答弁の中で新たな組織づくりを指導する方針や再発防止を検討する委員会をつくるお話がありました。

まだこの事件は捜査中です。捜査中にもかかわらずそういった方針——板橋水産・海洋局長がおっしゃることは重要なことでやらなければいけないことだと思っておりますけれども——を示されると、何となく一般的に早期に幕引きを図ろうとしているように思われなくもないと懸念されます。

対応は早くしなければいけないと思いますが、捜査がこれからどのように拡大していくのかも見通せない段階なので、慎重に対応していただきたいと思えます。

それから、再発を防止し、今のところ影響は出ていないとのことですが、ぜひとも焼津市場に対する信頼回復をしっかりと図っていただくようお願いしましてこの問題についての質問は終わります。

令和4年2月定例会産業委員会 質疑・質問

質疑・質問日： 2022/03/09

○小長井委員

それでは一問一答方式で、まず**焼津漁協のカツオの窃盗事件**について伺います。

この事件は警察も捜査中で全容解明には至っておりませんが、漁業協同組合の目的については、水産業協同組合法の4条により組合員のために直接の奉仕をすることを目的とすることとなっております。

今回のカツオの窃盗事件に関し、静岡県と焼津漁協の関係はこの水産業協同組合法によって関わり方の規定がされているのではないかとと思いますが、どのような関係になるのかお聞かせください。

○板橋水産・海洋局長

水産業協同組合法上、都道府県知事は焼津漁協のように都道府県の区域を超えない区域を地区とする個別の組合に対する監督行政庁であると定められており、焼津漁協に対する指導監督権限を有します。

○小長井委員

そうしますと、カツオの窃盗事件に関してはこの法律第 124 条の違反に対する措置に該当すると考えてよろしいでしょうか。

○板橋水産・海洋局長

質問の意図を図りかねたので、もう一度お願いします。

今回の事案に関し、第 124 条の命令を発出することができるかということでしょうか。

○小長井委員

今回のカツオの窃盗事件に関係することもあります。焼津漁協との関係は水産業協同組合法第 122 条、第 123 条、第 124 条あるいは第 124 条 2 が関わってくるのではないかと思います。その中で法令等の違反に関する必要な措置を命ずることができる第 124 条に該当するのでしょうか。

○板橋水産・海洋局長

御指摘の必要措置命令は、水産業協同組合法上監督官庁である県が漁協に対して行うことのできる、必要な措置を取るべき旨を命ずる行政処分と位置づけられております。

例えば、報告徴求命令や処分にに基づき停止された再発防止策が有効に機能していない場合や、組合の改善取組姿勢等に問題があり命令によって再発防止策等の実施を担保する必要がある場合等に発出するのが通例であると承知しております。

県は、10月29日付けで焼津漁協に対し水産業協同組合法に基づき報告徴求命令を発出したところであり、この命令では調査委員会の報告書は中間報告を含めて調査委員会から組合へ提出後、県に対して直ちに提出頂くことになっております。

また、11月29日に県に対して漁協から調査報告書が提出されましたが、この報告徴求を踏まえて提出されたものであり、現在必要措置命令の前段階である報告徴求命令を踏まえた行動が取られていると考えております。

さらに、先ほど7番委員の御質問に対してお答えしましたとおり、再発防止委員会をこれまで4回開き、種々の検討が行われていると承知しております。県といたしましては引き続き漁業者側、流通加工業者側双方の視点を踏まえ、これまでの市場運営の在り方も含め定期的な改善策の検討に取り組むかどうか、そして策定された再発防止策を適切に実行に移すかについて注視した上で、必要措置命令に該当するかどうかを考えていきます。

○小長井委員

昨年焼津漁協の調査委員会から報告されていますが、この調査委員会の委員はほとんど内部の方たちによるものだったと思いますが、適格性についての御見解をお聞かせください。

○板橋水産・海洋局長

事実関係の調査を行った調査委員会には、焼津漁協の顧問弁護士等のほか、焼津漁協から独立した外部の委員として焼津市の部長も参加しており、必ずし

も内部の人間ばかりではないと評価しております。

○小長井委員

所属する弁護士は漁協の顧問弁護士ですので、内部関係者の一部だと私は考えます。

この調査報告書の内容は、職員及び退職者の一部を対象としたもので、通報に関するものは6件ですが、調査内容は警察がまだ捜査段階ということで空白の部分が報告書の中にたくさんあります。

これについて、現時点でどのように評価されていますか。

○板橋水産・海洋局長

調査委員会は、警察と異なり焼津漁協の中に設置された民間レベルのものであり、強制的な捜査権限を持たない委員会です。

その中で調査するに当たって、組合従業員を自白させることは当然できませんし、逮捕、勾留もできない中で限界があると承知しております。

御指摘のありました一部の組合職員だけを対象にしたことにつきましては、漁協から組合の全職員を対象にしたと聞いております。

○小長井委員

この調査結果報告を警察に報告したと報道で聞いており、この案件について他県の水産会社は告発しているわけですが、焼津漁協は関係者に対し刑事告発しておりません。

これについてはどのような御見解をお持ちですか。

○板橋水産・海洋局長

刑事告発は、被害を受けていない第三者が犯罪に該当する事実を認識した場合にその処罰を求めて警察等に対して求めるものだとして理解しており、それを受けた捜査機関は、捜査や起訴をするのが適当かどうかを判断していくことになると承知しています。

今回の場合は、既に警察が調査を進めて逮捕に至り、その後起訴に至っておりますので、それを踏まえて特段告発がなされなかったのではないかと推察しております。

○小長井委員

漁協はカツオが売買される中での手数料により運営していると思いますが、今回の窃盗によりその分の手数料が入らない、損失を与えていることになりま
す。この点についてはいかがでしょうか。

○板橋水産・海洋局長

今回の事件により、御指摘のように本来焼津魚市場の運営主体である漁協が得られるはずの水揚げ手数料が得られていないと考えております。あわせて一番の問題点として、本来水揚げにより得られるはずの収益を船主が得られていないこともあり、焼津漁協や焼津魚市場に対する信頼が損なわれていく諸所の問題があると思います。

いずれにせよ、現在こうした事案が二度と発生しないように焼津漁協に設置された再発防止委員会で議論が進められているところですので、県としてまずは議論の状況を注視してまいりたいと考えております。

○小長井委員

今後、漁協の組織的な関与があったのかどうかも注目されると思いますが、いろいろな内部調査もあったとのことで、公平を期す、あるいはさらに詳しくしっかり調査していくのであれば、第三者による調査委員会を設置して調査する必要があるのではないかと考えますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○板橋水産・海洋局長

2点申し上げたいことがございます。

まず1点目が、先ほど申し上げたことと重複してしまいましたが、今回の調査委員会は焼津市の部長という焼津漁協から独立した人間と弁護士が入っています。先ほど9番委員の御質問の中で漁協関係者ではないのかという発言がございましたけれども、弁護士には弁護士倫理規定等があり漁協の犯罪行為に加担するようなことはないと考えられますので、そういった意味で独立性があると認識しております。

もう1つは、これも重複してしまいましたが今回の調査委員会は調査権限などがなく制約がある中での調査であり、第三者が別の委員会をつくったとしても同様の制約がかかると考えています。

○小長井委員

ただいま、弁護士と焼津市の部長というお話がございましたけれども、焼津漁協と焼津市の関係はどのようなものですか。

○板橋水産・海洋局長

焼津漁協と市の関係ですけれども、水産業協同組合法上焼津市は漁協に対して直接的な指導、監督の権限を有していないと承知しております。

もともと、焼津市にとって水産業は伝統的かつ中核的な産業の1つであるため焼津市は県と共に施設整備などの支援を行っております。

焼津魚市場の信頼回復に向けて、焼津市の経済部長が水産業を基幹産業とする地元自治体焼津市の代表として再発防止委員会の議論に加わっております。

○小長井委員

これも報道でしか知り得ない部分が多いのですが、焼津市の今回の問題に対する関わり方は積極性を感じないと思いますので、ぜひこの点については県からも法律の制約の中での動きになろうかとは思いますが、焼津市と焼津漁協の非常に密接な関係に対して県として意見を申し述べる機会があればぜひ言っていただきたいと思います。

次に、カツオの窃盗によってわずかですが統計上の数字が変わると思います。

統計から窃盗分のカツオの水揚げ量がなくなり、様々な施策に影響を与える可能性があると思いますが、これは非常に微々たるものだから影響がないのかどうか、どのように認識されていますか。

○板橋水産・海洋局長

農林水産物に関する代表的な統計の1つである農林水産統計におきましては、漁労作業により得られた水産動植物の採捕時の原形重量を漁獲量の定義としており、他の生産物の窃盗が発生した場合と同様に、カツオが水揚げ時に盗まれたことにより統計における漁獲量の正確性が損なわれたことは確かであると考えておりまして、県としては遺憾であると感じております。

○小長井委員

この問題は水産業協同組合法にある必要な措置を取るべき旨を命ずることができるなどの法律の範囲の中でしかできないとは思いますが、しっかりと対応していただきたいと思っております。

もう1つ焼津港関係です。

外国の漁船が清水港や御前崎港に入っていると聞いておりますが、焼津港に入っていることはあまり聞いたことがありませんけれども、これは入っていませんよね。

○板橋水産・海洋局長

焼津漁港における外国船の水揚げ量でございますが、令和2年度は延べ10隻で約4,700トン、令和3年度は延べ9隻で約5,500トンの水揚げがございました。

水揚げ船籍は、キリバス共和国やミクロネシア連邦の海外まき網船等です。

○小長井委員

これは、清水港や御前崎港など県内のほかの港と比べて多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

○板橋水産・海洋局長

手元に清水港等の水揚げ量の数値がなく正確な数値はお答えできませんが、清水港のような貿易港と比較すると少ないと考えております。

○小長井委員

今、貿易港という話がありましたので伺いますけれども、貿易港になるともっと積極的に外国漁船が入る可能性があると思います。

以前、どの分野か分かりませんが焼津港を貿易港にして外国漁船を増やしてほしいという県への要望があったと聞いておりますが、いかがでしょうか。

○板橋水産・海洋局長

外国船を入れないかという県への要望は何ったことがございます。

○小長井委員

今回の事件が収束し立て直していく、さらに焼津を魚のまちとして発展させる意味からも、魚がたくさん入ることがそれにつながる1つであると考えますし、焼津の水産関係の皆さんも外国船からの水揚げを要望されていると聞き及びますので、ぜひその点について考えていただきたいと思います。

焼津漁協に限らず、農協や森林組合などの組合で問題があるという話は聞いておりませんが、先ほど申し上げましたように組合は組合員のために直接奉仕することを目的とするとなっておりますので、そういった組合運営がされているかどうか——水産・海洋局以外にも関係するかもしれませんが——しっかりと見ていただきたいと思います。